

証券コード
7271

株式会社 安永

本日の開示に関する補足説明資料

Copyright © YASUNAGA CORPORATION. All rights reserved.



本案件の全体像

自己株式取得と新株予約権の発行を同時に進めることにより、当社株式の需給及び市場価格に与える影響に配慮しつつ、中長期的には当社の企業価値の向上及び株式流動性の改善を実現

適時開示

1

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

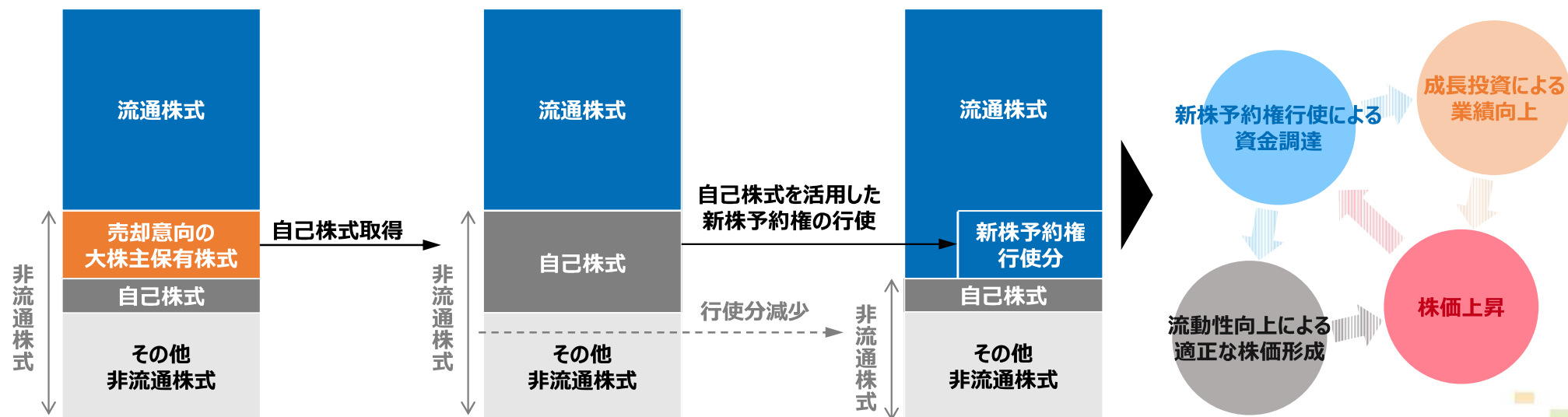
- 金融機関等の大株主からの株式売却意向に対して、自己株式として取得することを決定
 - 一度にまとまった数量の株式が市場で売却されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響を配慮

適時開示

2

自己株式を活用した第三者割当てによる第3回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行に関するお知らせ

- 中長期的には当社の成長に資する戦略投資に活用することで企業価値の向上及び株式流動性の改善



自己株式取得について



■ 自己株式を取得する背景

- 2021年10月以降、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行より、取引先との中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等を目的とした保有する政策保有株式の見直しの一環として、その所有する当社普通株式のすべてを売却する意向がある旨を確認。また、当社の主要株主及び筆頭株主である有限会社YASNAGより、保有比率の見直しを理由として、保有株式の一部である1,000,000株を売却する意向の連絡を受領
- 応募予定株主（上記金融機関と有限会社YASNAG）が売却意向を有する当社普通株式への対応方針を検討する中で、一度にまとまった数量の株式が市場で売却されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、本売却意向株式を自己株式として取得することが望ましいと判断
 - 本自己株式の取得にあたっては、銀行からの借入金および手元資金を充当する予定

■ 自己株式公開買付けに係る事項の内容

本件決議日	2023年8月22日
条件決定日	2023年8月25日、2023年8月28日または2023年8月29日のいずれかの日
買付け等の期間	2023年8月28日から2023年9月25日（月曜日）まで（20営業日）（予定）
取得株券等の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	1,826,100株（上限）
取得価額の総額	1,396,966,500円（上限）
買付価格	2023年8月21日の終値（850円）から10%をディスカウントした金額である765円。ただし、本公開買付価格の最終条件決定日（2023年8月25日、8月28日または8月29日のいずれかの日）の前営業日の終値から10%をディスカウントした金額がこれを下回る場合には後者の金額

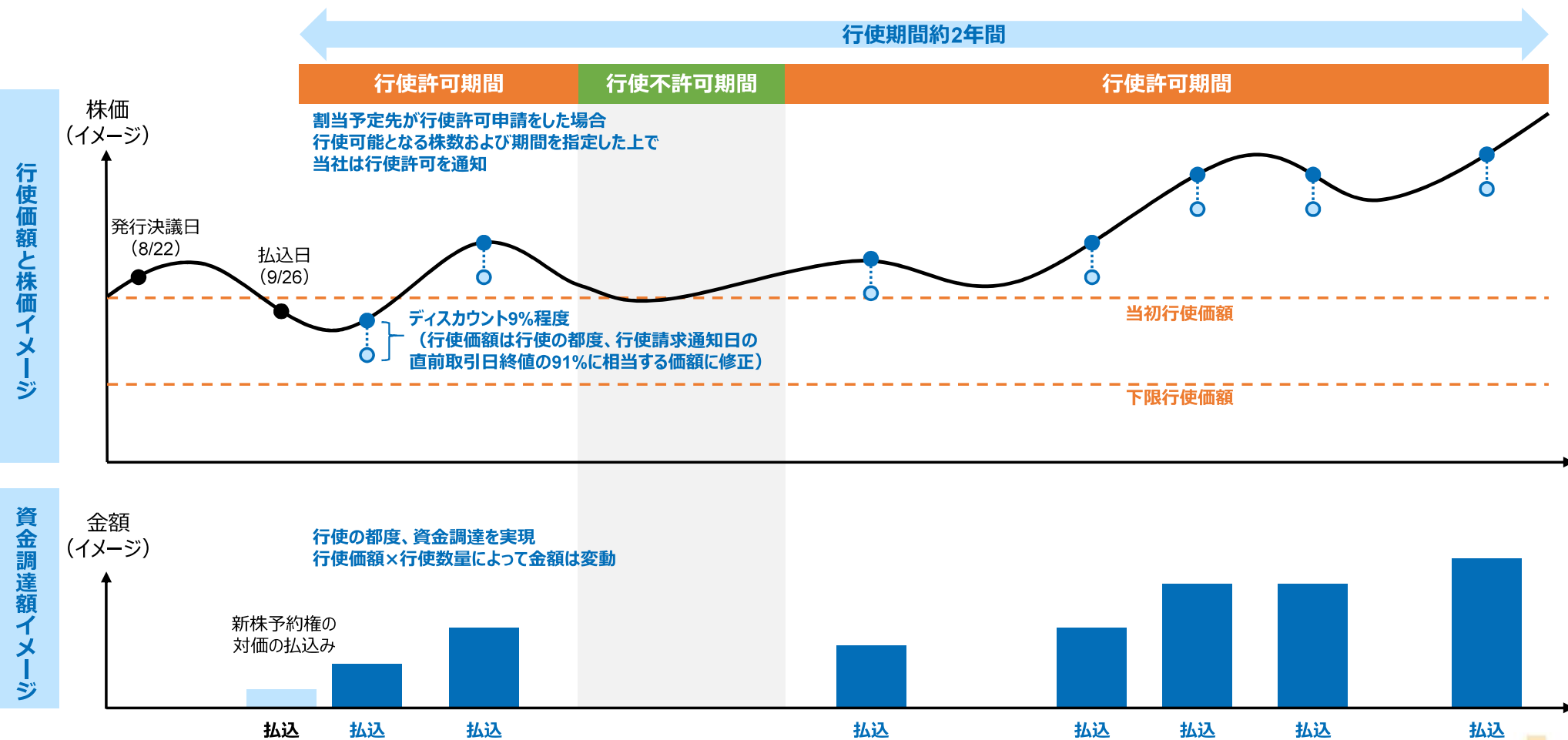
新株予約権について



■ 新株予約権の概要

発行方法		モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社に対する第三者割当
発行概要	発行決議日	2023年8月22日
	条件決定日	2023年8月25日、2023年8月28日または2023年8月29日のいずれかの日
	割当日	2023年9月26日（ただし条件決定日により変動）
	行使可能期間	2023年9月27日から2025年9月26日まで（ただし条件決定日により変動）
	調達予定金額	14.1億円（当初行使価額による調達金額。行使価額修正条項により変動）
	発行新株予約権数	16,600個
	当該発行による潜在株式数	1,660,000株
	発行価格	新株予約権1個につき250円（ただし条件決定日において、本日付けで公表している有価証券届出書「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項（1）発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載する方法と同様の方法で算定された結果が250円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする）
潜在希薄化率	約12.8%（2023年3月31日時点の発行済株式総数を基準に算出）	
行使価額	当初行使価額	条件決定日の直前取引日の終値又は下限行使価額のいずれか高い方の金額
	行使価額の修正	行使請求日毎に、前取引日の終値×91%に行使価額が自動的に修正
	上限行使価額	なし
	下限行使価額	自己株取得の買付価格と同額（ただし、発行決議日前日終値の50%である425円を下回らない）
その他	行使許可	割当先が行使許可申請をした場合、行使可能となる株数および期間を指定した上で、当社は行使許可通知が可能（行使許可期間の最長は60取引日）。当社は一度出した行使許可をいつでも取り消すことが可能
	取得条項	当社の取締役会決議により発行価格でいつでも取得可能。行使期間満了時に残存がある場合、発行価格で取得

新株予約権のイメージ※



※ イメージであり、実際の当社株価の推移を予想若しくは保証するものではありません

本新株予約権発行の目的と資金使途

■ 本件の目的と意義

- 本新株予約権の発行と本件と同時に公表された自己株式取得（2023年8月22日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）をご参照）及び将来の新株予約権の行使に伴う自己株式処分により、短期的には当社株式の需給及び市場価格に与える影響に配慮しつつ、中長期的には当社の成長に資する戦略投資に活用することで企業価値の向上及び株式流動性の改善を目指しております。
- 当社は「安永にしかできないこと グローバルニッチNo.1」を目指し、「エンジン部品事業」、「機械装置事業」及び「環境機器事業」を主要セグメントとして事業活動に取組み、企業価値の向上とサステナブルな成長に努めております。世の中ではEV化が進んでおりますが、当社のエンジン部品の需要は引き続き増加していく見込みです。その中で、第7次中期経営計画では『「グローバルニッチNo.1」製品のさらなる拡大と充実』を重点課題とし、乗用車エンジン部品の国内外におけるシェア拡大に加え、乗用車以外（建機、農機、マリン・レジャー、トラック）用エンジン部品の受注拡大に向けた取り組みの強化を掲げており、本件はその成長投資資金の確保となります。

■ 資金使途：今期計画の成長投資へ充当

エンジン部品の生産設備への投資※

1. コンロッド生産設備に係る設備投資資金7.0億円
2. その他エンジン部品生産設備に係る設備投資資金7.0億円

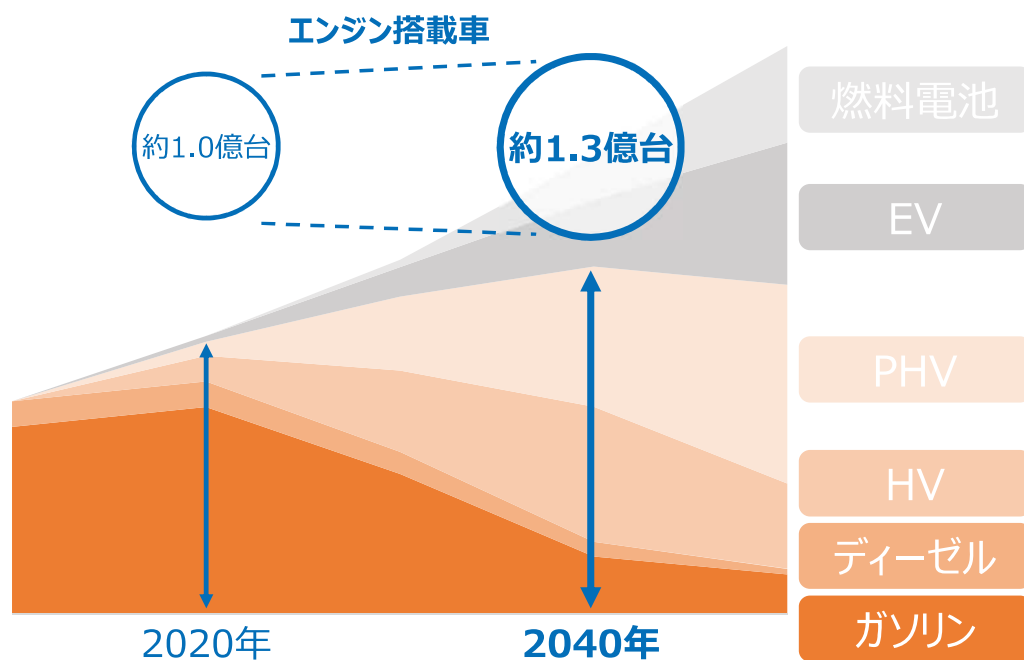
合計14.0億円

※ 百万円単位以下は切り捨て。調達金額から発行諸費用を控除した差引手取概算額

本件資金調達背景(1/3)

EVへの完全なシフトは時間を要し、エンジン搭載車の販売数は2040年前後までピークアウトせず。完成車メーカーは既存エンジン部品の外注化を進めており、当社にとって追い風

1 緩やかに増加を続けるエンジン搭載車の市場規模



出典：
経済産業省「2018年版モビリティ白書」

2 エンジン部品の外注化を加速させる完成車メーカー

完成車メーカー意向

EVの普及推進のため
バッテリーなどのEV関連の
開発・製造に経営リソースを
割きたい



エンジン搭載車の需要は引き続き堅調なため
製品ラインナップから落とすことは
できない



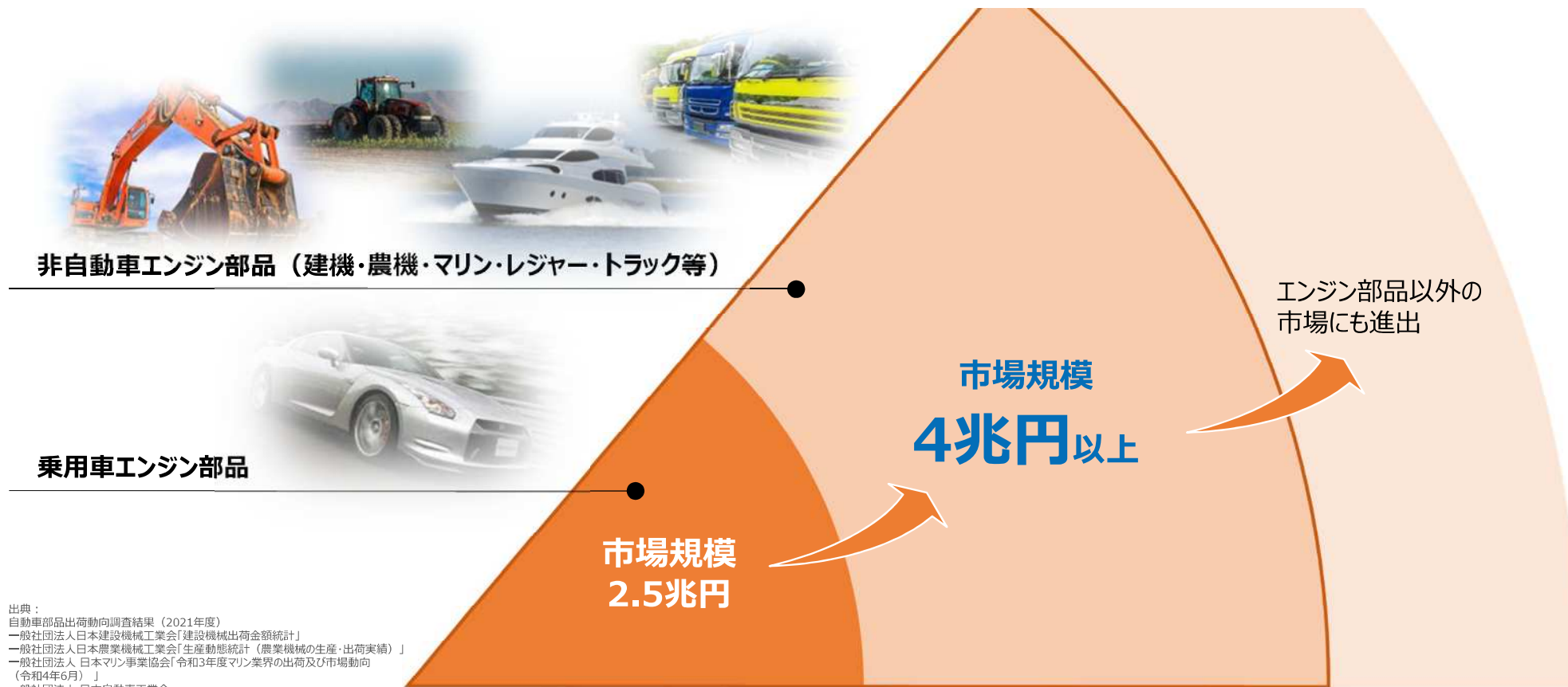
エンジン部品のより効率的な生産が
求められる完成車メーカーは

外注 を選択する傾向



本件資金調達背景(2/3)

完成車メーカー向けのエンジン部品生産で培った技術力を活用し、建機・農機など非自動車分野への製品展開を強化することで更なる成長余地を獲得



出典：
自動車部品出荷動向調査結果（2021年度）
一般社団法人日本建設機械工業会「建設機械出荷金額統計」
一般社団法人日本農業機械工業会「生産動態統計（農業機械の生産・出荷実績）」
一般社団法人日本マリン事業協会「令和3年度マリン業界の出荷及び市場動向（令和4年6月）」
一般社団法人日本自動車工業会

本件資金調達背景(3/3)



長年培ってきた当社の強み（技術力と対応力・顧客基盤）を活かし、既存事業における成長余地を確実に確保していくことで成長を実現

長年に亘り顧客に選ばれ続ける確かな技術力

コアの技術力の高さと柔軟な対応力

- 自社開発の工作機械を使用
 - 部品製造の肝となる工作機械を開発しており、外販のみならず自社でも使用。顧客ニーズに合った高クオリティの製品を提供
- 多種多様な製品の量産で培ったノウハウ
 - 短納期での量産立上げ、生産技術開発による価格競争力、高品質な量産製造技術により最適なモノづくりが可能

〈主要取引先〉



大手自動車・他エンジンメーカーとの長年にわたる顧客基盤

成長の余地*

当社販売本数
約14百万本
シェア約5%

コンロッド
グローバルベース販売本数
販売本数約274百万本*

※2022年度実績
※販売台数×3.5本/台にて当社試算
出典：MarkLines「世界自動車販売台数」

新株予約権のQ&A



質問	回答
1 新株予約権とは？	<ul style="list-style-type: none">• 新株予約権とは、発行会社に対してそれを行行使することにより、当該発行会社の株式の交付を受けることができる権利です• 新株予約権の割当予定先であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社が当該権利を行行使することで、当社は行使価額相当の金銭の払込を受け、モルガン・スタンレーMUFG証券に自己株式を交付します。これにより当社は資金調達及び資本増強を行います
2 今回の資金調達スキームを選んだ理由は？	<ul style="list-style-type: none">• 本スキームは、当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら、自己資本を増強することが可能となる手法です• その他手法に関しましては、公募増資及び第三者割当増資であると即時希薄化、転換社債型新株予約権付社債（MSCB）であると構造上株価に対する直接的に大きな影響を与える可能性、社債及び借入による資金調達は財務健全性指標の低下につながる可能性がそれぞれ懸念されたため、今回は適当ではないと判断致しました• 以上の「本スキームの特徴」及び「他の資金調達方法との比較」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断しました
3 本資金調達スキームのメリットは？	<ul style="list-style-type: none">• 本新株予約権による調達金額は資本となるため、財務健全性指標が上昇します• 本新株予約権の行使価額は、修正日の直前取引日の東証終値の91%に相当する金額に修正されるため、株価変動に応じて機動的な資金調達が可能となります。なお、本新株予約権には下限行使価額が設定されており、行使価額の下修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております• 本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,660,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です• 行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には調達額が増大するメリットを享受できます• 将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又は代替的な資金調達手法が確保できた場合等には、当社の選択により、いつでも残存する本新株予約権を発行価額と同額で取得することが可能であり、資本政策の柔軟性が確保されています

新株予約権のQ&A（続き）



質問	回答
4 本資金調達スキームのデメリットは何ですか？	<ul style="list-style-type: none">• 株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております• 株価が下限行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、全ての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となります• 当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、株価が行使価額を超えている場合でも、割当予定先が行使をしない限り資金調達できません• 一時に資金調達することはできず、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります
5 希薄化の規模は？	• 本新株予約権の全てが行使された場合には、2023年3月31日の発行済株式数12,938,639株に対して12.8%の希薄化が生じます
6 株主に対するメリットは？	• プレスリリース及び本資料冒頭に記載の用途に充当することで企業価値が増大し、既存株主様全体の利益につながると考えています
7 株主に対するデメリットは？	• 今回の資金調達により、2023年3月31日時点発行済株式総数に対し、最大12.8%程度の希薄化が生じます。一方、①本新株予約権は原則として当社の行使許可をもって当初行使価額で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金用途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました

新株予約権のQ&A（続き）



質問	回答
8 今期業績に与える影響は？	<ul style="list-style-type: none">• 第三者割当による本新株予約権の発行による影響は、その効果が中長期的におよぶものであり、当期（2024年3月期）の業績に与える影響は軽微であります。なお今回の調達資金は、プレスリリースに記載の用途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております
9 新株予約権と自己株式の取得を同時に決議した理由は？	<ul style="list-style-type: none">• 当社が今後も着実に成長していくために、生産能力の向上を中心とした投資ニーズが発生しました。また、金融機関や資産管理会社等の大株主からの株式売却意向を受けています• 売却意向株式を当社が自己株式として取得した上で、当該自己株式を目的とする新株予約権の第三者割当てによる発行及び割当先による新株予約権の行使の結果取得された当社普通株式の市場売却を通じて株式市場に流通させる方法を採用することが、当社株式の受給及び市場価格に与える影響に配慮しつつ応募予定株主の売却意向へ対応でき、さらには当社普通株式の流通比率を向上させ適切な株価形成を促すことが同時に達成できる方法として適切であると考えました
10 新株予約権の発行決議から条件決定日まで一定期間を設ける理由は？	<ul style="list-style-type: none">• 本日付の各公表に伴う株価への影響を織り込んだ適正な株価にて発行条件を決定するために、新株予約権の発行決議から条件決定日まで一定期間を設けています
11 新株予約権の下限行使価額を自己株式取得価額とする理由は？	<ul style="list-style-type: none">• 自己株式取得の取得価額よりも低い価額で株式を交付すると、既存株主の不利益となってしまう可能性があることから、自己株式取得に係る取得価額を下回る金額を行使金額として新株予約権が行使されないように下限行使価額を定めています• さらに、既存株主の利益への配慮の観点から、下限行使価額が発行決議日の直前取引日の東証終値の50%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げた金額）を下回ることはないように下限行使価額を定めております

お問い合わせ先

株式会社安永 経営企画部

住所 〒518-0834
三重県伊賀市緑ヶ丘中町3860番地

TEL 0595-24-2122

この資料に掲載している情報の一部には、将来の業績に関する記述が含まれています。
こうした記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクや不確実性を内包するものです。
将来の業績は環境の変化などにより、実際の結果と異なる可能性があることにご留意ください。